

令和3年5月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年5月10日（月曜日） 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番 繁田 富男 2番 島津 益夫 3番 （欠番）
4番 園田 恭子 5番 （欠席）
6番 河野千代美（副会長） 7番 安藤 慎八（会長）

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣 2番 （欠席） 3番 衛藤 榮一
4番 梅木 隆富 5番 藤原 善和 6番 飯田 久夫
7番 高倉 利子 8番 飯田 久夫 9番 秋好 清広
10番 帆足 智己 11番 衛藤 和敏 12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条合意解約通知書について

報告第3号 農地所有適格法人に係る要件適格届出書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

| | | | |
|------|-------|--------|-------|
| 事務局長 | 藤原 八栄 | 主幹（統括） | 井野 俊夫 |
| 主査 | 島津 智美 | 主査 | 繁田 寿美 |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>7. 会議の概要 事務局長</p> | <p>今日は、農繁期のお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>定例総会の開催に先立ちまして、すでに通知文書でお伝えしておりましたが、秋吉農業委員が、病気のため辞任願を提出され、先月28日に農業委員のみを招集し、臨時総会を開催いたしました。</p> <p>そこで、秋吉委員の、農業委員の辞任の同意を行い、その後、町長への報告を行いまして、4月30日付けでの辞任となりましたことをご報告いたします。</p> <p>なお、農業委員が1名欠員となりますが、詳細につきましては、後ほど、協議・連絡事項のところで説明いたします。</p> <p>それでは今より令和3年5月定例総会を開催します。新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、消毒・検温・マスクの着用に、引き続きご協力よろしくいたします。</p> <p>それでは、着席して進めさせていただきます。</p> <p>それでは、安藤会長あいさつをお願いします。</p> |
| <p>会長</p> | <p>(あいさつ)</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会を進めさせていただきます。農業委員定数6名に対して、5名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となります。以後の議事の進行につきましては、安藤会長よろしくをお願いします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、6番副会長、1番委員よろしくをお願いします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見を申し上げます。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による</p> |

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>許可申請について、事務局説明をお願いします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。</p> <p>番号1、大字戸畑字冷水〇〇〇〇番、登記簿地目は田、面積は1,110㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で、売買です。担当委員は、1番委員です。</p> <p>番号2、大字大隈字四行釣〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積は2,273㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で、売買です。担当委員は、1番委員です。</p> <p>番号3、大字戸畑字新田〇〇〇〇番、登記簿地目は田、面積は909㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇県の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で、売買です。担当委員は、7番会長です。</p> <p>以上3件です。</p> |
| 議長 | <p>それでは、担当委員の説明ですが、</p> <p>番号1、2 を1番委員、</p> <p>番号3 を私が説明します。</p> <p>また、農業委員の報告の後に、推進委員、報告をよろしくお願いします。</p> |
| 農業委員 | <p>それでは、番号1の調査結果を報告します。4月20日に、譲渡人と譲受人、推進委員と事務局とで現地を確認しました。土地の所在は、〇〇公民館から北西約500mに行った山つきのところに位置しております。面積は1,110㎡です。水稻栽培を中心とした専業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は田で、水稻を作付する計画です。権利の内容は所有権の移転です。双方の話し合いによる農地の異動です。譲受人の経営農地は40a以上あり、通作距離は約500mで耕作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植え機などを所有しており、農業従事者は本人と常時雇用の人2名がおり、取得後の耕作に問題ありません。</p> <p>番号2の調査結果を報告します。4月30日に、譲渡人と譲受人と、推進委員とで現地を確認しました。土地の所在は、国道〇〇〇</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>号線から〇〇〇〇に抜ける道へ約100mのところに位置しています。面積は2,273㎡です。権利の内容は所有権の移転です。譲渡人が高齢のためによる農地の異動です。水稻栽培を中心として専業農家の譲受人が取得し耕作する予定です。現況は田で、水稻を作付する計画です。譲受人の経営農地は40a以上あり、通作距離は約700mです。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有状況は、トラクターと共同所有の田植え機、コンバインがあり、農業従事者は本人と奥さんがおり、取得後の耕作に問題ありません。</p> |
| <p>農業委員</p> | <p>番号3について調査結果を説明します。4月26日、譲受人と推進委員と私で現地を確認しました。土地の所在は、大字戸畑字新田〇〇〇〇番、面積は909㎡です。〇〇〇駅より、〇〇〇方面に約500mのところ、大雨で水害を受けた近くです。3条の有償移転で、所有権の移転です。譲受人が今まで耕作してきましたが、譲渡人が〇〇在住のため、今回の申請に至ったようです。譲受人は専業農家で、主に畜産をされています。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有状況は、トラクター、田植え機などを所有しており、農業従事者は本人他3名がおり、取得後の耕作に問題ありません。河川工事がまだ終わっていないため、終わり次第農作物を作付する予定です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは、質疑はありませんか。</p> |
| <p>議長</p> | <p>質疑がなければ採決をとります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p> |
| <p>農業委員</p> | <p>(挙手)</p> |
| <p>議長</p> | <p>全員賛成です。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可します。</p> <p>次に、議案第2号農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案第2号農用地利用集積計画についてです。別冊の議案第2号</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>の最後のページをご覧ください。</p> <p>利用権の設定の新規ですが、</p> <p>3年未満 が 2件で 2, 774 m²</p> <p>3年～5年が 14件で 39, 509 m²</p> <p>6年～9年が 1件で 5, 532 m²</p> <p>10年以上が 11件で 25, 447. 02 m²</p> <p>合計で 29件 73, 262. 02 m²です。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>質疑はありますか。</p> |
| 議長 | <p>無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。</p> |
| 農業委員 | <p>(挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員賛成です。議案第2号については、原案どおり承認します。</p> |
| 議長 | <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報告第1号です。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が3件提出されています。</p> <p>報告第2号です。農地法第18条合意解約通知書について8件提出されております。内容については、ご一読ください。</p> <p>報告第3号です。農地所有適格法人に係る要件適格届出書が1社提出されています。〇〇〇〇〇〇株式会社については、4月28日に、役員の〇〇氏、〇〇氏と、副会長と事務局で内容の確認を行いました。農地所有適格法人の要件を満たしていることを報告します。</p> |
| 議長 | <p>何か質疑はありませんか。</p> |
| 議長 | <p>無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>農業委員の欠員についてですが、秋吉農業委員の辞職により、農</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>業委員は1名欠員となりました。</p> <p>農業委員の欠員募集については、玖珠町農業委員の選任に関する規程を4月に一部改正を行い、農業委員の1名の欠員は必ず補充しないといけないという規定から努力義務となっております。任期が残り1年を切っており、再募集をした場合、任期が数か月しかないことから、町長や会長と協議して、補充は行わないことと判断しております。農業委員の担当地区については、1番から順次お願いする形となりますので、よろしくお願いします。</p> |
| 議長 | <p>その他、委員から何かありましたらお願いします。</p> |
| 議長 | <p>それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会5月定例総会を閉会します。</p> |